

No.	関連する部分	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	P.50 基本目標2 施策6 障がい 児施策の充実	<p>＜障害児の児童クラブ受け入れについて＞ 障がい児の積極的受け入れにはほど遠い現状がある。子どもの居場所がない。障がい児は受入不可であれば諦めるが、計画には「受け入れを積極的に行い障がい児保育の充実に努める」とあるので、早急に対応してほしい。</p> <p>特別支援学級に在籍し、放課後等デイサービスを利用している小学生の子どもがいる。長期休業のみ児童クラブの利用をお願いしているが、加配職員配置等の関係で受け入れを断られている。仕事があるため、朝8時少し前から預け、放課後等デイサービスに児童クラブまで9時半頃迎えに行ってもらっているが、短時間の受け入れも断られ、仕事にも行けないので困っている。 また、夏休みは職員の配置が多いため、1時間以内の短時間なら受け入れ可能になるなど、長期休業によって受け入れの可否が分かれるのも困る。統一的な判断をしてほしい。</p> <p>＜児童クラブ利用料金について＞ 利用料金について、障がい児のため短時間(1時間)の受け入れしか許可されないが、料金は変わらない。放課後等デイサービスの利用料金と合わせると1万円を超える。子どもを預けることができないので、仕事にも行けず生活が困窮している。短時間(1時間)の受け入れと言うのであれば利用時間数によつての料金設定もあると助かる。</p>	<p>＜障がい児の受け入れについて＞ 来年度の利用に向けて、障がい児の児童クラブ受け入れについては、学校や出身保育園等に児童の様子や保育における配慮について聞き取るなどした情報をもとに加配職員の配置を行うなど、安全に受け入れる環境の整備に努めています。また、市の障がい福祉課が実施する「障がい児支援事業研修会」や、あいち発達障害者支援センターが実施する「発達障害児支援スキルアップ研修」に参加するなど、障がい児対応の知識を習得しています。しかし、年度途中の申込みで加配職員の配置が困難な場合など、児童クラブの職員では安全に受け入れることが困難との判断となる場合もあります。今後も関係機関と連携しながら、積極的な受け入れを行うことができるよう、障がい児保育の充実に努めていきます。</p> <p>＜利用料金について＞ 子育て世帯の経済的支援として、多子世帯の減免(第2子半額、第3子以降無料)や非課税世帯、生活保護世帯への減免など、様々な減免制度を設けております。また、令和3年度より、早い時間帯に退室する利用者や、長期休業利用時、遅い時間帯に入室する利用者に対し利用料を減額するなど、利用状況に合わせ、受益者負担の原則により、保護者負担金の見直しを行っております。今回いただいたご意見も含め、今後も利用者のニーズの把握に努めながら、適正な運営を図ってまいります。</p>
2	P.41 基本目標2 施策1 子育てと 仕事の両立支援 の充実	<p>＜児童クラブ運営における、計画と現場との乖離＞ 指導員など古くから運営に携わっている人たちの話を聞くと、「ずっとこうしてきた」との言葉がよく聞かれる。と言うことは、市が策定する「事業計画」の内容が改善されていることについて現場には伝わっていないということである。</p> <p>① 児童クラブにおける学習支援の充実を 仕事で忙しく、子どもの勉強を見てあげられない、外国人で日本語が理解できないので教えてあげたくても教えてあげられない等、子どもの学習について悩んでいる保護者が多いと思われるが、ほとんどの児童クラブでは、「分からなかったら、家に帰って家の人に見てもらいなさい」が口癖で、教えてはいけなから ＞「塾ではないから」 授業をするわけでもなく、単に答えを闇雲に教えるわけでもない。ただ問題が理解できずに悩んでいる子にヒントをあげるだけが、いけないことなのか。 ＞「学校の先生と違う教え方をしたら子どもが迷うから」 問題の解き方は一つではない。色々な方向から問題を解く方法を教えるのも教師の務め。自分の教えた方法しか正解にしない教師こそ問題である。 ＞「教員免許を持っていないから」 教員免許を持っている職員は増えている。</p> <p>② 子どもの状況や発達段階を考慮した生活プランを 小学校6年間における子どもたちの成長は大きい。1年生と6年生、同学年の間でも大きな差が見られるが、児童クラブでは、生活時間の扱いは学年による違いはほとんどない。 ＞「学習時間は一律30分程度」 遊びの時間に宿題等に取り組む児童もいるが、他の児童が騒いでいる中での勉強は難しい。 ＞「遊びも『危ないから』と一律に禁止されていることが多い」 「何かあったら」を考えると気持ちも分かるが、あまりにも禁止が多い。</p> <p>③ 躰は必要か 児童クラブで集団生活をさせるために、必要最小限の規制を行う必要はあるが、あまりに神経質。学校で許されていることが、児童クラブでは禁止というものが多 い。 ＞「合掌するときは音をたててはいけない」「大きな声で『いただきます』を言ってはいけない」 ＞「靴を後ろ向きで脱がなくてはいけない」 ＞「水筒を忘れたら外遊び禁止」 夏に長時間の場合は熱中症の恐れもあり理解できるが(帽子をかぶるようには言わないのが不思議)、冬に30分ほどしか外遊びができないのはなぜなのか。</p> <p>④ 学校側との協力体制はできているか 低学年は児童クラブ利用、高学年は授業中に、大規模な災害が発生した場合、避難等はクラブと学校がバラバラに対応するのか。学校との話し合いはされていない。</p> <p>⑤ 管理者による現場視察 こども政策課の視察がない。職員による訪問が数回、短時間で所長らと打ち合わせ等があっただけで、児童の生活を見ずに帰ってしまう。百聞は一見にしかず。管理者として、現場の実態をきちんと視察してほしい。 ＞児童クラブは指導員だけで運営されているわけではない。横暴な指導員の話しも耳に入ることもある。指導員よりも経験豊かな支援員も多数いるのだから、支援員の意見もきちんと聞くことによって、より良いクラブ運営ができると思う。 ＞時に保護者から意見・苦情が寄せられているようだが、それは限られた一部の保護者の意見・苦情に過ぎない。クラブでも一部の「うるさい」保護者の意見に耳を傾けるだけで、おとなしい我慢している保護者の声は届かない。全ての保護者にアンケートし、より多い保護者からの意見を収集する必要がある。</p>	<p>＜計画と現場との乖離について＞ 子ども・子育て支援事業計画の周知も含め、引き続き、児童クラブの職員として、研修計画に基づき、職責に応じた研修により、必要な知識を習得し、適切な運営ができるよう努めていきます。</p> <p>＜児童クラブの運営について＞ 児童クラブ(放課後児童健全育成事業)は、児童福祉法に基づき、放課後の児童に遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る児童福祉施設であり、「学童保育」とも呼ばれるとおり、家庭に代わり保育する場であると考えております。 児童クラブにおける学習については、「放課後児童クラブ運営指針」に、「自主的に学習する環境を整備し、必要な援助を行う」と定められているとおり、自主的、主体的に学習する援助をすることが児童クラブの役割であると考えており、クラブを退会後、家庭で放課後を過ごすようになってからも自主的に学習する習慣が身につくよう取り組んでおりますが、児童によって滞在時間が異なる児童クラブにおいて、すべての児童に平等に時間を費やし、個別の学習支援を行うことは現実的に不可能であります。また、多くの児童の安全を確保しつつ、個別に向き合い、宿題等を教えることは難しいため、児童クラブでは宿題を教えるなどの学習支援は行っていません。 また、児童の安全確保を目的とした様々な規制については、児童クラブを含む児童福祉施設の運営については、令和5年4月より「児童の安全の確保」に関するものは、国の基準に従わなければならないこととする改正が行われました。そのため、児童への安全指導について、教育の場である学校に比べ、福祉施設である児童クラブは厳しく感じる部分もあるかもしれませんが、児童が安全に楽しく過ごせるよう、今後も法令に基づき必要な見直しを行うなど、適正な運営を図ってまいります。</p> <p>＜学校との協力体制について＞ 特別な配慮を必要とする児童への対応など、必要に応じ、学校、児童クラブ、こども政策課で連携を図り適切な運営を行っております。 また、大災害発生時の避難などにおける協力体制については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の安全計画や業務継続計画の策定が必要になることから、国の基準に基づき、学校などの関係機関とも連携・調整の上、必要な計画を定めてまいります。</p> <p>＜管理者による現場視察について＞ 市による現場視察について、現在も定期的な各クラブ巡回などを通じて、現場の視察や運営の相談、職員の要望を聞き取るなどを行っております。今後も、管理者として現場の責任者である所長を筆頭にコミュニケーションを図りながら、より良い運営に努めていきます。</p>

No.	関連する部分	意見の要旨	意見に対する市の考え方
<p>3</p> <p>P.28 計画の目指すビジョン P.34 基本目標1 施策2 地域での交流の場の充実</p>	<p>計画の「目指すビジョン」の中の「こどもの居場所をつくろう」の文末に、「子どもの自主的な遊びや学習を通して子どもの育ちを支援していきます」と書かれているが、具体的な取り組みの児童館事業の内容には、児童館で行う各種イベント、講座の充実を図ると記されている。</p> <p>子どもの自主性、主体性を育むというビジョンと、イベントや講座を充実させることでそれらが達成できるというロジックが分かりづらく、整合性に欠けると感じる。</p> <p>むしろ、講座等の大人主導のプログラムを増やせば増やすほど、何かを与えれば与えるほど、子どもは受け身になって、主体性を失い受動的になっていくように思えてならない。</p> <p>児童館は0～18歳の子どもが利用する施設であるので、赤ちゃんや幼児が主体的な活動や利用することは難しいと思うし、子どもの心身の発達や成長に応じた様々な講座があっても良いが、今の児童館ガイドラインや児童の権利に関する条約にも、子どもの「主体性」を重んじること、こどもの「参加する権利」を尊重すること、こどもが意見を表明し参加できるようにすること、と書かれている。</p> <p>児童館は子ども参加や子どもの主体的な活動をサポートするということ、子どもが自由に意見を表明し、様々な活動や取り組みに主体的に関わることができる環境を整備すること、というような内容を併記してはどうか。</p>	<p>意見に対する市の考え方</p> <p>計画のビジョン②「こどもの居場所をつくろう」にある、子どもの自主的な遊びや学習を通して子どもの育ちを支援していくとの記載は、子どもの自主性や主体性を育むことを目的としており、令和5年施行のこども基本法でも、児童館に限らず、すべての子どもについて、意見を表明する機会の確保や多様な社会的活動への参加が求められています。</p> <p>小牧市の児童館では、「こどもプランナー」や「こどもスタッフ」などという名称で、子どもたちが自由に意見を表明し、自主的、主体的に活動できる場を設けています。今後も、児童館で行うイベントや講座について、こうした場を通じて、子どもたちが自ら提案したり、企画・運営まで自主的・主体的に行うことができるようサポートしていきます。</p> <p>また、基本目標1の施策2の取組みにある「児童館事業」におけるイベントや講座の充実については、施策2「地域での交流の場の充実」を目的とした児童館活動を指しており、ご意見にもあります、乳幼児親子の講座やイベントを通じた保護者同士の交流や、地域住民や企業、団体との協働による多世代交流の場などを充実させることで、「子どもを中心に世代を越えて市民がつながる」こども夢・チャレンジNo.1都市宣言の理念を具体的に実現していくことを目指しています。</p>	
<p>4</p> <p>P.50 基本目標2 施策6 障がい児施策の充実 P.52 基本目標3 施策1 安全・安心な保育環境の整備 施策2 多様な幼児教育・保育ニーズに応える支援の推進</p>	<p>A:健常児保育について</p> <p>1) 幼稚園教諭・保育士職員募集の件</p> <p>市内の公立、私立、幼稚園、保育所を問わず、小牧市民の子弟への、今問題になっている「不適切保育」をすべての保育施設で無くすため、どの保育施設も人手不足で困っている実情を考慮して、自治体及び認可企業でしか法律上出来ない登録職業紹介事業を新たに行っていただけではないでしょうか？</p> <p>例えば、小牧市のホームページに、認可幼稚園、保育園の正規保育士、加配保育士の募集内容、労働条件、待遇などを公開していただき、それを見た潜在保育士が、各人の就労条件に合った通勤可能な保育施設に直接雇用申し込みをする制度を作っていただきたい。</p> <p>なお、公開する情報は、原則1年毎更新とし、各園は、募集終了時には、小牧市に報告し、公開情報を削除することや、小牧市のホームページの情報を転載し、無断で民間の職業紹介会社が、流用できないようにしてほしい。(職安の情報は、自由に転載可能になっていて、募集終了後もネット上にコピー情報が氾濫してしまい削除されない状況が続いている。)</p> <p>2) 預かり保育担当保育士及び子育て支援員加配の件</p> <p>現在、小牧市の未就学児童の約85%が認可幼稚園保育所に在籍し、約7%の未就学児童が「私立幼稚園の預かり保育」を利用中である。</p> <p>小牧市での私立幼稚園での預かり保育需要は大きいと、頂上保育、延長保育での保育士不足を「子育て支援員」でまかなえるように、「私立幼稚園向けの子育て支援員養成PR」を広報こまきで効果的にして、小牧市民の子弟の「私立幼稚園での預かり保育需要」に応えられるようにしてほしい。</p> <p>3) 教員・保育士加配財政支援の件</p> <p>全国平均特機児童数は、ピーク時の平成26年に比べ、令和元年には、9分の1まで減少した。</p> <p>小牧市の子育て支援政策は、子育て中の小牧市民の約35%が、市内幼稚園・保育所の保育の質の充実(健常児の保育サービス向上)としての「更なる子育て支援の充実」を求めており、「第2期小牧市子ども子育て支援事業計画改定版」では、いままでの待機児童対策の「施設の量の確保」から、不適切保育の解消に向け、「質の向上及び人的職員配置の改善」が求められている。横浜市や東京23区、京都市、宮崎県は、公定価格算定基準の国の施設型給付金に上乗せして、市町村が「向上支援費」という名称で、上乗せ給付をしている。小牧市も、国の配置基準が改定されるまでの間、「市独自の向上支援費」を給付し、幼稚園・保育所の保育内容の質の向上を図ってほしい。また、小牧市民の0～2歳児の子弟で、育児に手間がかかり、保育施設入園時に両親の就労証明が取れず、乳児は認可外保育所、幼児は私立幼稚園に在籍する場合のうち、認可外保育施設のうち「愛知県認可外施設指導監督基準を渡した認可外保育所や私立幼稚園での保育実践現状では、イヤイヤ期の0～2歳児保育での「不適切保育が起きやすい労働環境改善」のため、国の保育士配置基準改正までの間の小牧市民のために、小牧市独自の横浜市のような健常児の幼稚園・保育所加配保育士の教育・保育の質の向上を図るための「特定負担額人件費補助金」を新設してほしい。</p> <p>4) 国の財政支援への要望を市からお願する件</p> <p>小牧市から国へ、現状では「補助対象にならない週休3日で、週労働時間40時間の常勤保育士の人件費」も給付金対象にさせていただくよう要綱改正要望を出していただき、親の介護等、週休3日であれば、週40時間の「常勤保育士として働きたい保育経験のある潜在保育士」を雇用しても、週勤務日数5日以上でない人件費補助対象に出来ない現在の要綱を国に改正してもらいたい。</p> <p>B:障害児等保育について</p> <p>1) 特別支援教育及び障害児保育加配職員の件</p> <p>文部科学省の調査により、全国の小中学校の通常学級にADHDなどの発達障害者の可能性のある児童が8.8%おり、10年前の調査より増加していることが発表されました。この中で、特別支援教育が必要な児童は、28.7%いたそうです。</p> <p>幼稚園・保育所で、「インクルーシブ保育」が出来れば、小牧市立小学校入学後の特別支援教育の目途が立ちやすく、小学校での特別支援教育にメリットが大きいと思われます。</p> <p>小牧市独自の特別支援教育での幼稚園教諭、保育士加配政策として、「発達障害児や特別な支援を要する就学前児童、障害児教育・保育対象の就学前児童への教員及び保育士加配(有資格者)」や「名古屋市のような特別支援教育発達支援員派遣」として、小牧市が雇用した「児童発達支援員」を発達障害児等の在園期間中に、私立幼稚園・保育所に派遣してほしい</p> <p>なお、発達障害児等への加配保育士等は、発達障害児が幼稚園在籍期間のみ必要になる人材なので、私立幼稚園・保育所が永続的に雇用することが難しいので、小牧市が、「発達障害児加配保育士」や「発達支援員」を登録して、私立幼稚園・保育所に派遣して欲しい。</p> <p>なお、小学校へ進学後は、そのまま「当該幼児の小学校での発達支援員」になってもらえば良いと思います。</p> <p>2) 特別支援教育・保育への行政窓口新設の件</p> <p>未就学児童がいる小牧市民の約26%は、我が子の発育発達に関する相談・支援を求めている。</p> <p>ほとんどの市民の子弟が、就学前保育施設に在籍する現代では、身近な幼稚園・保育所が、発育・発達の相談窓口になっている。</p> <p>保育施設職員の相談・支援能力の向上のため、小牧市教育委員会と小牧市障がい福祉課と連携した「保育施設向けの児童発達支援窓口」を1本化して作り、毎年変化する「就学前児童発達支援ニーズ調査」を行い、認可保育施設専用の相談窓口を作してほしい。</p> <p>就学前の発達障害児の保護者は子育てが大変なので、なかなか就労できず就労証明が得られないし、乳幼児健診においても、年齢が低いため専門医でも「発達障害児の確定判断」が得られず、保育所入所資格がないため、市内私立幼稚園へ就園するケースが増えている。</p> <p>発達障害児や特別な支援を要する乳幼児は、乳幼児健診等による早期発見により増加し、就学前教育・保育での早期の発達支援の必要性が増してきている。</p> <p>「障者児差別解消法、発達障害者支援法に基づいたインクルーシブ教育の幼稚園・保育所への導入」と共に、対応する教職員・保育士の配置増が必要だが、昨今の保育士不足により、各園での募集による人材確保の限度を超えてしまった。</p> <p>学校教育課と障がい福祉課が連携し中心となって、就学前児童のインクルーシブ教育・保育を行うため小牧市民子弟の「ひとりひとりの障害の程度に合った保育・療育の機会を提供する業務」を行う「児童発達支援管理責任者(有資格者)」が、保存施設在園障害児等の「児童発達支援計画」や「発達支援カリキュラム」を作成し、市内の幼稚園・保育所を、「児童発達支援事業所として評価をする」とともに、「療育センターと幼稚園・保育所との個別通所計画」を作成し、「幼稚園・保育園児の発達障害児個別支援ファイル」を提供してほしい。</p> <p>3) インクルーシブ教育に向けた特別支援教育の充実の件</p> <p>小牧市の特別支援教育相談員が講師となり、市内の幼稚園・保育所の発達障害児等の担当教諭・保育士の研修会を開き、担当教諭・保育士の相互連絡や情報交換、自主研修機会の援助をしてほしい。</p>	<p>&lt;幼稚園教諭・保育士職員募集について&gt;</p> <p>全国的に保育士不足が問題となっており、本市も例外ではありません。安定的な保育を実施するためには、保育士をしっかり確保することが最重要課題であります。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p> <p>&lt;預かり保育担当保育士及び子育て支援員加配について&gt;</p> <p>女性の社会進出が進んでおり、私立幼稚園の預かり保育事業は子育てと仕事を両立するための重要な施策のひとつであります。</p> <p>一時預かり事業を実施する際、配置基準上の職員数の2分の1以上は、有資格者(保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者)である必要がありますが、それ以外の職員については、子育て支援員の配置が可能とされております。</p> <p>愛知県子育て支援員研修については、愛知県の事業として実施されており<b>ますので、先ずは園を運営する法人においても、積極的にPRすることが重要であると考えますが、本市のホームページ等でPRすることは可能であると考えますので効果的な広報について検討していきます。</b></p> <p>&lt;教員・保育士加配財政支援について&gt;</p> <p>本市では、市内の私立保育所等を対象に保育内容の充実を図る事業等に対し補助金を交付しております。</p> <p>また、市内の私立幼稚園に対しては、幼稚園の運営に要する経費の一部を補助しております。私立幼稚園に対する人件費を目的とした「市独自の向上支援費」の給付については、他市の事例等を参考にして、今後、調査・検討を行います。</p> <p>なお、認可外保育施設に対しては、すでに小牧市独自の施策として、愛知県の指導監督基準を満たし県より証明書が発行されている認可外保育施設と委託契約をし、3歳未満児1人につき、一定額の委託料を支払っています。</p> <p>&lt;国の財政支援への要望について&gt;</p> <p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算の算定にあたっては、常勤職員が対象となっているものの、常勤職員以外であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している職員も常勤とみなして含めることができるとされています。この基準の改正について国に対し要望を行うためには、現在の法令に照らし、基準の問題点や現状、他市の事例等を検証した上で検討する必要があると考え<b>ますので、必要に応じ情報の収集に努めていきます。</b></p> <p>&lt;障害児保育加配職員について&gt;</p> <p>小・中学校においては、「学校生活サポーター」が特別支援学級の支援員として配置されていますが、小・中学校合わせて16名と、増え続けるニーズに対応するのが精一杯の状況です。幼稚園・保育園の「発達障害児加配保育士」「発達支援員」が「当該幼児の小学校での発達支援員になってもらえば」というご意見ですが、乳幼児期の保育と、学齢期の学習では支援内容が異なる面があり、より幅広い知識、経験、専門性が求められ、その人材確保が課題になると思われます。<b>今後も増え続けるニーズに対応できるよう、連携を図りながら障がい児支援に取り組んでいきます。</b></p> <p>&lt;特別支援教育・保育への行政窓口新設について&gt;</p> <p>障がいのある子どもの健全な発達のためには、児童発達支援、保育所等訪問支援、相談支援等の事業所と幼稚園・保育所が連携し、一貫した支援体制を構築することが重要であると考えます。保育施設職員の相談窓口に関しては、ふれあい総合相談支援センターをはじめ、市内6ヶ所の障害者相談支援事業所ならびにあさひ学園において実施しております。ニーズ調査に関しましては、「障がい者計画」ならびに「障がい児福祉計画」等の策定時において、当事者アンケートや当事者団体等からのヒアリングによりニーズの把握に努めています。</p> <p>また、就学相談については、年長児の保護者に限らず、ニーズがあればお子様の年齢を問わず、随時、学校教育課で対応しています。</p> <p>保護者から直接連絡がある場合だけでなく、幼稚園・保育園、保健センター、あさひ学園、社会福祉協議会などからも保護者からの相談をつないでもらっていますので、学校教育課、障がい福祉課、幼児教育・保育課などの関係各課をはじめとする機関が連携し、障がい児支援体制の充実を図っていきます。</p> <p>&lt;発達障害に関する研修会など特別支援教育の充実について&gt;</p> <p>夏季教職員研修で、発達障害に関する研修を長年にわたって継続してきており、小・中学校だけでなく、高等学校、幼稚園・保育園、あさひ学園にも呼びかけ、教職員に参加してもらっています。園での研修会や自主研修会に特別支援教育相談員等が講師を務めることは、要望があれば応じられると思います<b>ので、ご相談ください。</b></p>	